

## 様似町最低制限価格運用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、様似町が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により工事又は委託業務の請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるとき取扱いについて定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (2) 共通仮設費 工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費（二次労務費等共通仮設費に相当するものを含む。）をいう。
- (3) 現場管理費 工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費（現場経費、工場管理費据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。）をいう。
- (4) 一般管理費等 工事の予定価格算出の基礎となった一般管理費等（保証経費を含む。）をいう。
- (5) 直接人件費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。
- (6) 特別経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった特別経費をいう。
- (7) 技術料等経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった技術料等経費をいう。
- (8) 諸経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった諸経費をいう。
- (9) 直接経費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接経費をいう。
- (10) その他原価 委託業務の予定価格算出の基礎となったその他原価をいう。
- (11) 一般管理費等 委託業務の予定価格算出の基礎となった一般管理費等をいう。
- (12) 直接調査費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接調査費をいう。
- (13) 間接調査費 委託業務の予定価格算出の基礎となった間接調査費をいう。
- (14) 解析等調査業務費 委託業務の予定価格算出の基礎となった解析等調査業務費をいう。
- (15) 直接測量費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費をいう。
- (16) 測量調査費 委託業務の予定価格算出の基礎となった測量調査費をいう。
- (17) 直接業務費 委託業務の予定価格算出の基礎となった直接業務費をいう。

### (対象工事及び業務)

第3条 最低制限価格の対象となる工事及び委託業務は、予定価格が様似町財務規則第139条で規定する金額を超える建設工事等とする。ただし、最低制限価格を設定することが適当でない町長が認めたものについては、最低制限価格を設定しないことができるものとする。

### (最低制限価格の事前公表)

第4条 入札に付するときは、当該工事及び業務の最低制限価格を事前に公表する。

- 2 事前公表を行う最低制限価格は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とする。
- 3 公表は、入札の公告又は指名通知に記載する等の方法によるものとする。

(工事の最低制限価格の算定方法等)

第5条 工事の最低制限価格は、次の各号に定める額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、最低制限価格を工事の予定価格に10分の7.5を乗じたものから10分の9.2を乗じたものまでの範囲内で適宜に設けることができる。

3 最低制限価格対象工事の所管課長は、最低制限価格を適用する工事の設計図書に基づき、第1項の手續の参考とするため、最低制限価格設定参考調書を作成するものとする。

4 この要領を工事に適用するときは、当該工事の一般競争入札の告示又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。

（委託業務の最低制限価格の算定方法等）

第6条 委託業務の最低制限価格は、委託業務の種類ごとに次の各号（第6号は除く。）に定める額（その額1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、第6号に定める額については、その額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、第6号及び次項中「予定価格」とあるのは「業務価格」と読み替えるものとする。

- (1) 測量にあっては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額の合計額
- (2) 地質調査にあっては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額の合計額
- (3) 設計（土木）にあっては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額の合計額
- (4) 設計（建築）にあっては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額
- (5) 維持点検等にあっては、直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の9を乗じて得た

額及び一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額の合計額

(6) 草刈清掃等にあつては、予定価格に10分の9を乗じて得た額

2 前項の規定により算出した額が、次の各号に定める範囲外となる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 測量については、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

(2) 地質調査については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

(3) 設計（土木）については、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

(4) 設計（建築）については、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

(5) 維持点検等については、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

3 第1項各号に定める以外の委託業務の種類にあつては、業務内容に応じて最低制限価格の適用の可否を判断し適宜に定めるものとする。

4 一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合、最低制限価格の設定範囲を算出する場合の委託業務の種類ごとの業務価格については、10,000円止め（10,000円未満切捨て）とする。

5 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の業務の最低制限価格に準用する。

（予定価格調書への記載）

第7条 最低制限価格を設けたときは、当該最低制限価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

（入札の執行）

第8条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を除外するものとする。このとき、入札執行者は入札者に対して、施行令第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により当該

入札をした者を除外したことを告げるものとする。

- 2 入札執行者は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 3 予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。ただし、再度入札は2回までとし、この場合、最低制限価格未滿で入札をした者を再度入札に参加させないものとする。
- 4 2回目の再度入札で落札する者がいない場合は、当該入札をした者の中で最低価格の者に対して不落随意契約を行うことができる。
- 5 前項の不落随意契約とすることが不適當と認めた場合は、再度公告入札又は指名選考のうえ入札を行うものとする。

(入札経過の報告)

第9条 入札不調のときは、入札不調報告書を作成し、報告するものとする。

(雑則)

第10条 この要領の実施に関し必要な事項は、町長が定める。